

公訴事実

被告人は国立神戸大学教養学部に講師として勤務しドイツ語を担当していたものであるが、同大学生森川佳津子と共に謀のうを昭和四五年一月八日午後四時過ぎころ、神戸市灘区鶴甲町一丁目二番一号所在の同大学教養部B棟一階一〇八号教室において、同教室備付けの同大学管理にかかるスチール製黒板一枚にベンキで「く」の字型二個を書き連ねて同黒板の使用を不能にし、もって、器物を損壊したものである。

〔資料1〕

起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四五年一月七日

神戸地方検察庁

検察官 検事 荒川洋二

神戸地方裁判所 殿

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地

住居 神戸市灘区高羽字楠丘一〇番地

職業 著述家

在宅

松下昇

昭和二年三月一日生

辨

罪名および罰条
器物損壊 刑法第二六一条

〔資料2〕

起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四七年三月九日

神戸地方検察庁

検察官 検事 大井恭二

神戸地方裁判所 殿

本籍 東京都文京区本郷七丁目一番地

住居 神戸市灘区高羽字楠丘一〇番地

罪名および罰条
暴力行為等处罚ニ關スル法律違反

〔資料3〕

起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四九年四月三〇日

岡山地方検察庁

検察官 検事 上野富司

第一 同大学学生橋本和義、有本好季ら数名と共謀のうが、

え共同して、昭和四六年九月二二日午後二時過ごろ、

同大学教養部長湯浅光朝の看守にかかり、かつ、神戸簡易裁判所が被告人松下昇に対し、立入禁止の仮処分を決定していた、神戸市灘区鶴甲一丁目二番一号所在の同大学教養部A棟四階の文科研究室四三〇号室へ、その北側窓を乗り越えて侵入したうえ、同日午後三時過ごろまでの間にわたって、墨汁、マジックペンを使用して建造物である同室内側および外側の壁面に、「六甲空間は世界を包囲する一九七一・九・二二。」などと、さらに器物である同室出入口の木製扉の両面、机などに「この向こう側に拡大するハ松下研究室▽」、「処分粉碎」などと、それぞれ大書して汚損し、もって、故なく他人の看守する建造物に侵入したうえ、教人共同して他人の延造物および器物を損壊し、

第一 同四七年二月一五日同大学教養部B棟一〇八号教室入口付近において、折から同教養部教授会の決定により、昭和四六年暮期末試験の監督などの

職務に従事していた同教養部助教授吉安光徳、同柳川高明および同本田烈に対し、それぞれ至近距離より生タマゴ一個ずつをなげ付けて同人らに命中させるなどして暴行を加え、もって、右吉安らの前記公務の執行を妨害したものである。

第一の事実 罪名並びに罰条

建造物侵入 刑法第一三〇条前段

建造物損壊 刑法第二六〇条

暴力行為等处罚ニ關スル法律違反

同法第一条

公務執行妨害 刑法第九五条第一項

第二の事実 起訴状

左記被告事件につき公訴を提起する。

昭和四九年四月三〇日

岡山地方裁判所 殿

検察官 検事 上野富司

被 告 人

本籍 東京都文京区本郷七丁目一
住居 兵庫県神戸市灘区赤松町一丁目一番地
職業 著述家

勾留中

松下

昇

昭和二年三月一日生

公訴事実

被告人は、昭和四九年四月一日午後二時から、岡山市南方一丁目八番四二号岡山地方裁判所第二三号法廷において、裁判官渡辺宏担当で開廷された被告人坂本守信外一名に対する不退去被告事件の公判に傍聴人として入庭していったものであるが、同日午後二時三二分ごろ、被告人坂本守信に対して右裁判長の退廷命令が発せられ右被告人が付添いの刑務官によって退廷させられようとするや、矢庭に傍聴人席から弁護人席から弁護人席付近まで進み出て、同所から二回にわたり同被告事件の公判審理中の同裁判長めがけ、鶏卵各一個を投げつけて暴行をなし、もって同裁判長の職務の執行を妨害したものである。

罪名および罰則

公務執行妨害 刑法第九五条第一項

〔社1・2〕
資料1・2は、昨年11月1日発行の学術研究団EVEバンフレットに掲載したものを転載しました。尚、資料8は、本論文発行にあたり松下氏より送られてきたものです。

一九三六年生まれ。元神戸大教官、七〇年△処分△
さる。
神戸市在住。
△詩人△表現者△
「あんかるわ別号△深夜版△2松下昇表現集」他。

プロフィール

一九三六年生まれ。元神戸大教官、七〇年△処分△
さる。

神戸市在住。